

今年度も「家具転倒防止対策助成事業」を実施します！

過去の大地震では、家具類の転倒により多くの方がお亡くなりになりました。大地震の際に、自分自身や家族の命を守る「自助」の取組として、家具の転倒防止対策は重要です。

横浜市では、自ら家具転倒防止対策を行うことが困難な世帯を対象に家具転倒防止器具の取付けを無料で代行しています。（器具代については、申請者の負担となります。）

この機会に「家具転倒防止対策助成事業」を活用し、日頃の備えに取り組みましょう。

1 制度概要

対象	同居者全員が下記の①～⑥いずれかに当てはまる世帯
	<ul style="list-style-type: none"> ① 65歳以上（令和6年3月31日まで65歳になる方も可） ② 身体障害者手帳の交付を受けている ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ④ 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている ⑤ 介護保険法による要介護または要支援の認定を受けている ⑥ 中学生以下
件数	先着300件（世帯）

※「中学校卒業者」から「64歳以下」の方がいる世帯については、②～⑤に該当しない限り、この制度の対象となりません。

2 申込方法

- ・郵送またはFAXでのお申込み

案内チラシに掲載されている申請書に必要事項を記入し、郵送してください。FAXの場合は、横浜市建築士事務所協会（045-662-8981）へ送信してください。

案内チラシは横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyuu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>）からダウンロードできます。（「横浜市 家具転倒」で検索）

- ・電子申請によるお申込み

横浜市 HP または右記二次元コードからお申込みください。



3 申込受付期間

令和5年5月1日（月）から令和6年1月31日（水）まで

4 お問い合わせ

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL：045-671-3456、Email：so-chiikibousai@city.yokohama.jp

電子申請 二次元バーコード

お問い合わせ先

総務局地域防災課長 川島 正裕 Tel 045-671-3456